

税務課

固 町民税係(113~115)

# 災害による損害を受けた方への県税の減免等について

○ 減 免

区 分	要 件	税額の軽減・免除の割合		適 用 対 象	
個 人 事 業 税	自己所有の事業用資産が受けた損害金額(保険金等の補填金額を除く。)が、当該資産の価額の2分の1以上の方で、前年中の事業の所得が1,000万円以下の場合	事業の所得	500万円以下	全 部	災害を受けた年の4月1日の属する年度分の個人事業税の税額のうち、災害を受けた日以後に納期限の到来するもの
			750万円以下	2分の1	
			750万円超	4分の1	
住 宅 ・ 家 財	自己、同一生計配偶者、扶養親族が所有する住宅又は家財が受けた損害金額(保険金等の補填金額を除く。)が甚大で、前年中の合計所得金額が500万円以下の場合	税額の2分の1以内の額		同 上 ※ 甚大とは損害の金額が2分の1以上であるもの	
自 動 車 税 種 別 制	自己所有の自動車の損害額(保険金等の補填金額を除く。)が、年税額の4倍以上の場合	年税額の4倍以上	税額の4分の1	(1)相当の修繕費を要する自動車	
		年税額の5倍以上	税額の3分の1	(2)滅失又は使用不能により抹消した自動車	
		年税額の6倍以上	税額の2分の1	(3)抹消後新たに取得した自動車(代替自動車)	
不 動 産 取 得 税	滅失し、又は損壊した家屋等に代わる家屋等を3年以内に取得した場合	旧不動産の台帳価格に見合う税額分を軽減します。		当該家屋等の取得に対して課される不動産取得税  同 上	
		被 害	80%以上		全額免除
			60%以上80%未満		80%免除
			40%以上60%未満		60%免除
			20%以上40%未満		40%免除
棄 産 物 税 廃	天災や、その他の特別な事情により、減免が必要と認められる場合(自己処理による申告納付に限る。)	知事が必要と認める額を限度とします。		災害発生日以降、納期限の到来する産業廃棄物税の税額のうち知事が必要と認める期間分	
県 個 人 税 人	個人県民税は、個人市町村民税と併せて賦課徴収されているので、災害等により市町村民が個人市町村民税を減免した場合は、市町村の減免割合と同じ割合で減免します。 ※ 市町村の条例に基づき減免されるので、市町村へ申請してください。				

※ 申請に必要な書類は、大隅地域振興局にお問い合わせください。

○ 期限の延長

災害等により県税(全ての税目)の申告、申請、納付、納入等が期限までにできないと認められるときは、期限を延長することができます。

延長の期間	災害等がやんだ日から2月以内
申請に必要な書類	災害等による期限延長申請書、罹災証明書

○ 徴収猶予

財産が災害を受けたために、県税の納税者又は特別徴収義務者が、その徴収金を一時に納めることができないと認められるときは、徴収を猶予することができます。

猶予の期間	原則として1年以内(最長2年)
申請に必要な書類	徴収猶予申請書、罹災証明書

○ 納税証明書交付手数料の免除

災害で損害を受けた方が、その復旧等に必要の手続きのために、県税の納税証明書を取得する場合、その交付手数料を免除します。

【相談窓口・お問い合わせ】 大隅地域振興局県税課 ☎ 0994-52-2093